

建設常任委員会記録

令和4年12月12日（月）於 前川新館4階会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時16分

○出席委員（7名）

1番 樋川 篤子 委員 2番 竹浪 敦 委員 11番 野村 太郎 委員
15番 松橋 武史 委員 17番 小田桐 慶二 委員 19番 石岡 千鶴子 委員
26番 田中 元 委員

○出席理事者（3名）

建設部長 花岡 哲 建築住宅課長 熊澤 靖夫
企画課長 白戸 麻紀子

○出席事務局職員（2名）

主幹兼議事係長 蝦名 良平 書記 田村 宣樹



【午前10時00分 開会】

○委員長（野村太郎委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

議案第126号 弘前市営住宅条例及び弘前市駅前住宅条例の一部を改正する条例案

○委員長（野村太郎委員） 議案第126号弘前市営住宅条例及び弘前市駅前住宅条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（花岡 哲） 議案第126号弘前市営住宅条例及び弘前市駅前住宅条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案の提案理由でございますが、弘前市営住宅及び弘前市駅前住宅の使用において、弘前市または青森県のパートナーシップ宣誓に係る制度に基づく宣誓者を親族と同様の取扱いとするため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の趣旨でございますが、当市では令和2年12月より弘前市パートナーシップ宣誓制度の運用を開始しております。パートナーシップ宣誓をした方であっても、宣誓によって親族となるものではないため、現行条例上は、弘前市営住宅及び弘前市駅前住宅の入居者資格の条件を具備しておりません。

しかしながら、当市が性的マイノリティーの人たちに配慮した環境整備を推進し、制度導入当

時と比較し、性的マイノリティーに対する理解が広まってきていることに加え、本年2月に青森県がパートナーシップ宣誓制度を創設し、5月には制度の宣誓者が県営住宅への入居申込みをできるようにしたこと、また、市の手続やサービスについて、市民税・県民税の代理申告や所得課税証明書、納税証明書の申請・交付の手続ができること、さらには、本年4月からは、犯罪被害者等の支援対象としたこと等を踏まえ、当市においても宣誓者の利便性の向上と行政サービスの一層の拡充を図るため、宣誓者が弘前市営住宅及び弘前市駅前住宅への入居申込みをできるよう、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、条例改正の概要について御説明いたします。

弘前市営住宅条例については、定義の条項である第2条に「親族等」及び「配偶者等」を新たに設け、また、弘前市駅前住宅条例については、定義の条項である第2条に「親族等」を新たに設け、「市又は青森県のパートナーシップ宣誓に係る制度に基づくパートナーの関係にある者」をその中に規定するものであります。

次に、弘前市営住宅条例の一部改正の内容について御説明いたします。お手元の配付資料1の弘前市営住宅条例の新旧対照表を御覧願います。新旧対照表の左側に条例改正案を、右側に現行条例を記載しており、赤字の部分がこのたび改正しようとする部分となっております。

条例案の第1条が弘前市営住宅条例の一部改正に係るもので、現行条例第2条、定義に「親族等」及び「配偶者等」を新たに設けるものであります。「親族等」の範囲はアからオに規定するもので、アからウに民法で規定する親族を、エに「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者」を、オに「市又は青森県のパートナーシップ宣誓に係る制度に基づくパートナーの関係にある者」を規定するものであります。「配偶者等」とは、「親族等」のイ、エ及びオとするものであります。この「親族等」の定義に合わせ、第6条、第7条、第10条及び第15条中の「親族」を「親族等」に改めるものであります。第16条は、「同居の親族」を「同居の親族等」とした場合、新たに設ける「親族等」の定義と混同しないようにするため、字句を整理し、条の全部を改正するものであります。

次に、お手元の配付資料2の弘前市駅前住宅条例の新旧対照表を御覧願います。

条例案の第2条が弘前市駅前住宅条例の一部改正に係るもので、現行条例第2条、定義に「親族等」を新たに設けるものであります。「親族等」の範囲は市営住宅条例と同様で、アからウに民法で規定する親族を、エに「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者」を、オに「市又は青森県のパートナーシップ宣誓に係る制度に基づくパートナーの関係にある者」を規定するものであります。この「親族等」の定義に合わせ、第4条及び第9条中の「親族」を「親族等」に改めるものであります。

最後に、附則において、本条例案の施行期日は、公布の日からとしております。

以上が議案第126号弘前市営住宅条例及び弘前市駅前住宅条例の一部を改正する条例案の内容でございます。十分なる御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（野村太郎委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（小田桐慶二委員） 今の御説明を聞いて、私自身は、パートナーシップ宣誓制度、あるいはそれに関わる今回のこの条例改正では理解するものであります。その上で、現状でパートナーシップ宣誓をした方々で、市営住宅なり県営住宅なりの公営住宅に入りたいという要望は現時点であるかどうか。

それから、先ほどの部長の説明で、いわゆる性の多様性に対する国民の認知度、あるいは市民

の認知度が広まってきているという文言がありましたけれども、私たちがいわゆる生活現場にいる中では、なかなかそこまでは広まっていないような感じも受けるのですが、今後、仮にそういう公営住宅に入った場合に、様々なことが起こってこないとも限らないのかなという危惧は、実は持っているのです。ですから、そういう点で、性のマイノリティーに対する告知、あるいは理解度を進めるための取組をお伺いします。

○**建築住宅課長（熊澤靖夫）** 私からは、市営住宅及び駅前住宅への入居の要望があるかどうかについてお答えします。令和4年12月1日時点では、相談等も意見もない状態でございます。

○**企画課長（白戸麻紀子）** 要望ということで、制度を導入するときに当事者の方と意見交換をしたときに、やはり住まいの部分で、市営住宅とは限りませんが、やはり手続的な部分で、関係を説明するのにちゅうちょする場面があるということは伺っておりましたので、そういった意味では、今後これを整えることによって入居しやすくなるというところがあるかと思えます。

認知度の向上につきましては、2年前に弘前市が制度を導入したときには、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体は67だったのですけれども、今は200を超える自治体が進めております。また、市のほうで、認知度の向上ということで、各種市民向けのセミナーやシンポジウム等を開催しているのですけれども、幅広い世代の方に参加いただいております。

今後につきましては、働く場である事業者向けのセミナーや市民向けのセミナーを開催して、認知度の向上と理解を広めていきたいというふうに考えております。

○**17番（小田桐慶二委員）** 分かりました。もう一つ。パートナーシップ宣誓をすると、カードが発行されますよね。それは、民間の企業、例えば民間のアパートに入る場合でも、それはちゃんと認知をしてもらえるということなのですか。

○**企画課長（白戸麻紀子）** 不動産団体で2団体、弘前に支部を置いている団体があるのですけれども、そちらの団体と今年の2月に意見交換をして、制度についてお話をする機会を頂きました。その後、その団体の会員に、市のリーフレットですとか、こういう場面で活用があるかもしれないという御理解をいただくような依頼の文書を発送しております。

○**26番（田中 元委員）** 取り越し苦労かもしれませんが、私は心配性なものですから一つお聞きしておきたいのですけれども。先般、このパートナーシップ宣誓制度につきましては、たしか4組8名の届出がありましたというようなお話がありました。今、小田桐委員が言ったように、近々そういうようなのが必要に迫られるのではないかという話もありましたけれども、現在の段階ではないというお話でありました。

そこで、このパートナーシップ宣誓制度については今お話がありましたけれども、まだ一部には賛否両論のあるところでもあります。そこで、一戸建てに住むということについては全く問題のないところだと思いますけれども、市営住宅の場合、これは例えばですけれども、例えばその同じ階の住人が、うちの子供たちのためにあまり私は望まない、違和感があるというような、同じ階なりの住人からそういう申出があった場合に、どのように対処しますか。今言ったように、説得しますと、そこから始まって、納得してもらいたいと思うのは当然ですけれども、もしそういう住人から今言ったような申出があった場合にはどう対処しますか。これから考えますでもいいのだよ。

○**建築住宅課長（熊澤靖夫）** そこについては、これから考えさせていただきますが、入居の際には性的マイノリティーの方だということをお知らせして入居されるわけではないので、その後に関かのタイミングでそういうふうに分かることは想定されると思います。個人情報に関わることですので、こちらからは既存の入居者の方たちには、そういうふうにはお話をする予定もござい

ませんので、委員がおっしゃったとおり、そのときに考えていきたいと思ひます。

○26番（田中 元委員） 今、お話があつたように、最初からわざわざ、こちらからお知らせする必要はないと。それはそれなのですけれども、一方で、今言つたように、後ほど分かつたと、逆に言えば何で今まで黙つていたのだと。まあそれは、わざわざお知らせする義務はない、必要性もないだろうし。しかしながら、さっき言つたように、一般的にまだ賛否両論が多少あると思ひます。さっき言つたように、例えば同じ階の住人が、後々分かつて、私はとてもではないけれども一緒にいるのは違和感があると来られた場合ですよ。まあそこは何事もないことを願つています。

○委員長（野村太郎委員） ほかに御質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よつて、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時16分 散会】